

第3期佐野市食育推進計画



令和4（2022）年3月

栃木県佐野市

はじめに

「食」は、私たちが生命を維持するエネルギーを確保し、健康で豊かな生活を送るうえで欠かせないものです。

しかし、近年、人々の食に関する価値観やライフスタイル等の多様化により、食を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、高齢化の進展に伴い、健康寿命の延伸が重視されるとともに、食品ロスなど新たな食の課題、さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、食育においても新しい生活様式に対応した取り組みの推進が求められています。

このような状況を踏まえ、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間を期間とする第3期佐野市食育推進計画を策定します。本計画では「誰一人として取り残さない、健康で心豊かに生きるための食育」をコンセプトとした3つの基本目標を中心に、市民の皆さま一人ひとりが食を大切にし、自身の健康を守るため、適切な食を選択する力を身につけられるよう取り組んでまいります。

また、市民の皆さまが生涯にわたって健康でいきいきと暮らすことができるよう、食に関わる関係機関・団体等とさらなる連携・協働のもと、引く続き食育の推進を図ってまいりますので、皆さまの一層のご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



令和4（2022）年3月

佐野市長 金子 裕

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	SDGsへの貢献	3
4	計画の期間	3
5	計画策定の体制	3

第2章 本市の食育をめぐる現状

1	農業の現状	4
2	健康状態の現状	9
3	食育及び食の安全に対する意識の現状	12
4	学校等における食育及び地産地消の現状	13

第3章 計画の評価と今後の課題

1	第2期佐野市食育推進計画指標の達成状況	15
2	第2期佐野市食育推進計画の評価	16
3	今後の食育推進の課題	16

第4章 食育推進の基本的な考え方

1	基本理念	17
2	コンセプト	17
3	基本目標	17

第5章 施策体系図

第6章 施策の展開と指標

基本目標1	施策（1）食を楽しむ機会の確保	19
	施策（2）食に感謝する心の醸成	21
	施策（3）地域の食文化への理解促進	23
	施策（4）食の循環の理解促進	25
基本目標2	施策（1）正しい食生活に向けた環境整備	27
	施策（2）栄養バランスのとれた食生活の推進	28
	施策（3）生活習慣病の発生予防の推進	30
基本目標3	施策（1）食に対する信頼性の確保	32
	施策（2）学校給食における食の安心・安全の環境整備	33
	施策（3）学校給食における地元産食材の活用促進	35
	施策（4）地元産農産物の利用及び提供の拡大	36

第7章 食育の推進に向けて

【参考資料】

佐野市食育推進会議設置要領	39
佐野市食育推進会議委員名簿	40
計画策定までの経過	40

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

国は、食育の推進にあたって国や地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むこと」を目的として、平成17（2005）年6月に「食育基本法」を制定し、平成18（2006）年3月に、その目標などを示した「食育推進基本計画」を策定しました。

また、栃木県においても「食育基本法」第17条第1項に基づき、平成18（2006）年12月に「栃木県食育推進計画」が策定され、平成23（2011）年3月に「第2期栃木県食育推進計画」、平成28（2016）年3月に「第3期栃木県食育推進計画」、令和3（2021）年3月に「第4期栃木県食育推進計画」が策定されています。

本市においては、平成21（2009）年3月に「佐野市食育推進計画」、平成31（2019）年3月に「第2期佐野市食育推進計画」を策定し、関係機関や団体等と連携して食育の推進に取り組んできました。

しかしながら、近年、暮らしの多様化が進む中、食を取り巻く環境が大きく変化しており、家庭や地域における「共食」や郷土食の継承機会の減少、食べ物を大切にする意識の希薄化など、様々な問題が生じています。

また、高齢化の進展に伴い、健康寿命の延伸が重視されるとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標の中で「目標2 飢餓をゼロに」、「目標3 すべての人に健康と福祉を」、「目標4 質の高い教育をみんなに」、「目標12 つくる責任つかう責任」などといった食と関わりの深い目標が掲げられており、食に関する取組は、より一層重要なものとなってきています。

このような状況を踏まえ、引き続き食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間を期間とする「第3期佐野市食育推進計画」を策定します。

食育とは・・・

『生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけられるとともに、様々な経験を通じて「食」に対する意識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる』こととされています。

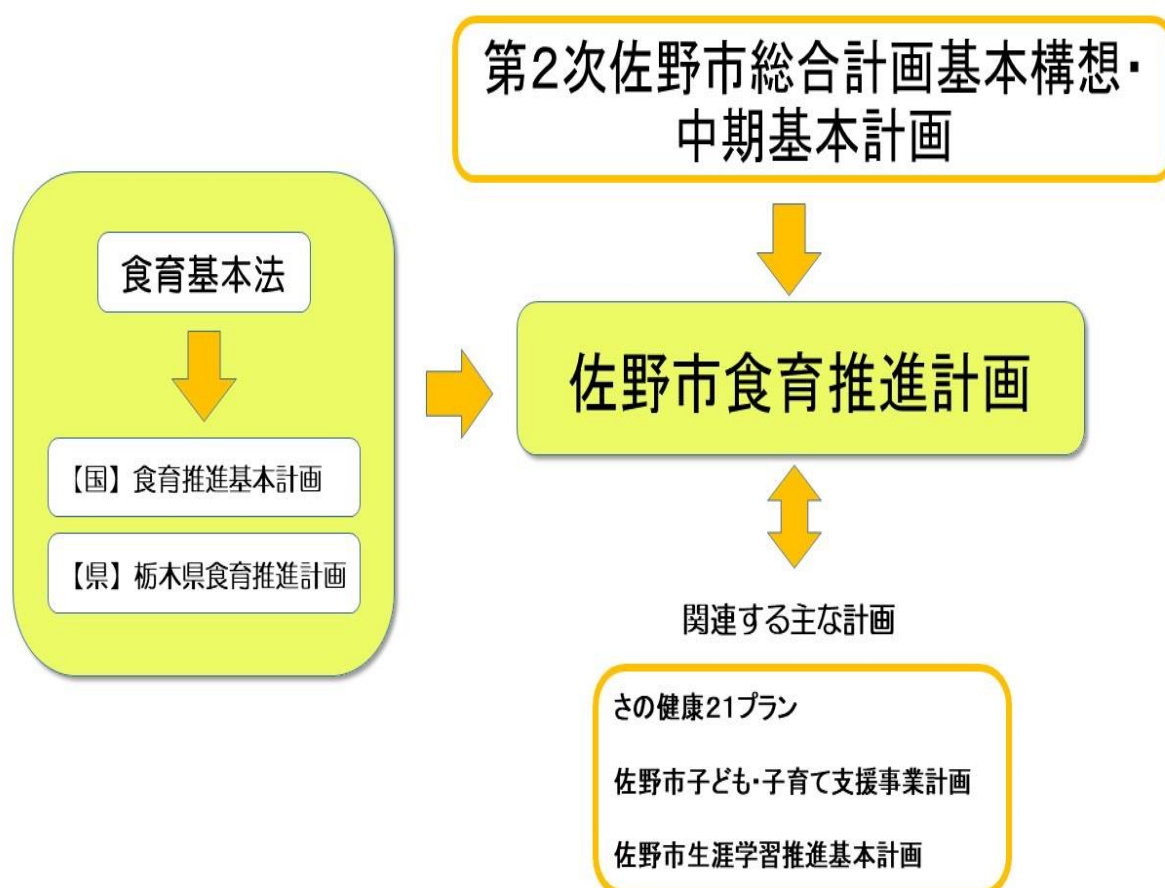
（食育基本法前文）

2 計画の位置づけ

この計画は、本市における食育推進の基本的方向性とその実現に向けての具体的な施策を明らかにするものであり、「食育基本法」第18条第1項に基づく市町村食育計画として位置づけています。加えて、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（6次産業化・地産地消法）第41条第1項」に基づく「地域の農林水産物の利用促進についての計画」としても位置づけています。

なお、この計画の推進にあたっては、上位計画である国の「食育推進基本計画」、県の「栃木県食育推進計画」や本市の「第2次佐野市総合計画基本構想・中期基本計画」や関連する他の個別計画との整合性を図りながら策定するものとし、本計画を下図のように位置づけます。

計画の位置づけイメージ図



3 SDG s への貢献

SDG s は、平成 27（2015）年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための目標」であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものです。

国の「SDG s アクションプラン 2021」の中にも、食育の推進が位置付けられており、17 の目標には、「目標 2 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する」、「目標 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」、「目標 4 すべての人々への包摂的かつ公正で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、「目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する」など食育と関係の深い目標があり、食育推進による SDG s の実現が期待されています。

本計画においても健全な食生活の実現や豊かな食文化の継承など、SDG s の目標達成への貢献を見据えた取組の推進を図ります。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和 4（2022）年度から令和 8（2026）年度までの 5 年間とします。
ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行います。

5 計画策定の体制

本計画は、学識経験者や関係団体の代表者等で構成する「佐野市食育推進会議」において策定します。

第2章 本市の食育をめぐる現状

1 農業の現状

本市は、栃木県の南西部に位置しています。地形的には、北部から北東部、北西部にかけては、緑豊かな森林や美しい清流など自然環境に恵まれた中山間地域、南部と西部は、住宅や産業基盤が集積する都市的地域と農業が展開する地域となっています。

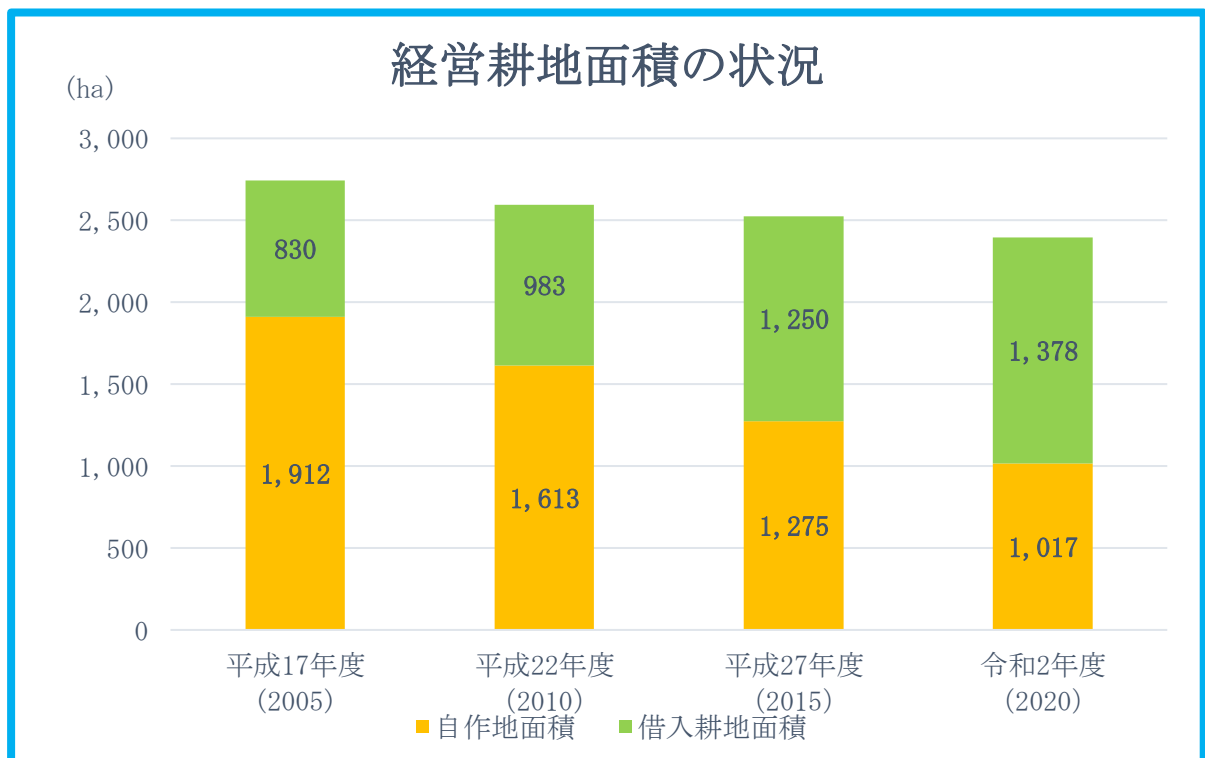
本市の農業は、米を基幹作物としていますが、収益の中心は園芸作物に移りつつあります。いちご、なし、トマト、きゅうり、なす、といった作物が代表的なものとなっています。

① 経営耕地面積の状況

令和2（2020）年度の農業経営体の経営耕地総面積は2,395haで、5年前と比べて130ha（5.1%）減少しています。そのうち借入耕地面積は1,378haとなり、5年前と比べて128ha（10.2%）増加しています。

（単位：ha）

項目・区分	平成17年度 (2005)	平成22年度 (2010)	平成27年度 (2015)	令和2年度 (2020)
経営耕地総面積 (うち借入耕地面積)	2,742 (830)	2,596 (983)	2,525 (1,250)	2,395 (1,378)



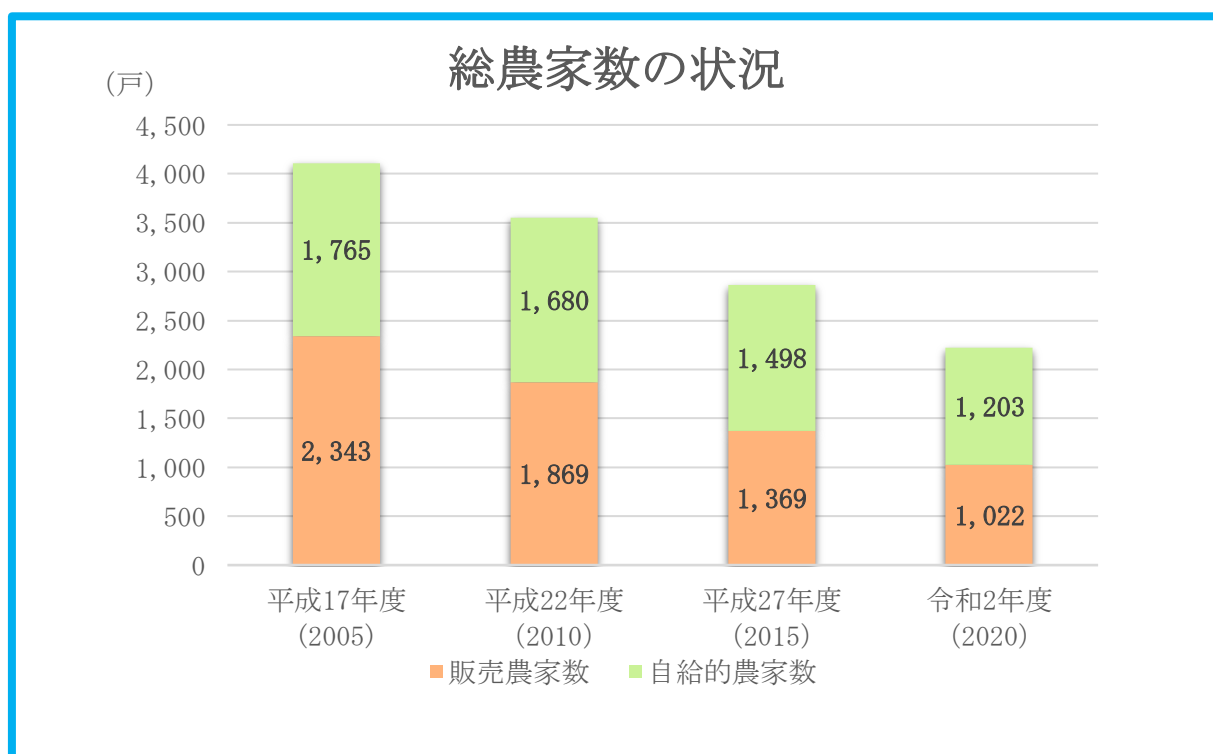
（農林業センサス）

② 農家総数の状況

令和2（2020）年度の農家総数は2,225戸で、5年前に比べて642戸（22.4%）と大きく減少しています。このうち、販売農家数は1,022戸で、5年前と比べて347戸（25.3%）減少し、自給的農家数は1,203戸で、5年前と比べて295戸（19.7%）減少しています。

（単位：戸）

項目・区分	平成17年度 (2005)	平成22年度 (2010)	平成27年度 (2015)	令和2年度 (2020)
販売農家数	2,343	1,869	1,369	1,022
自給的農家数	1,765	1,680	1,498	1,203
総農家数	4,108	3,549	2,867	2,225



（農林業センサス）



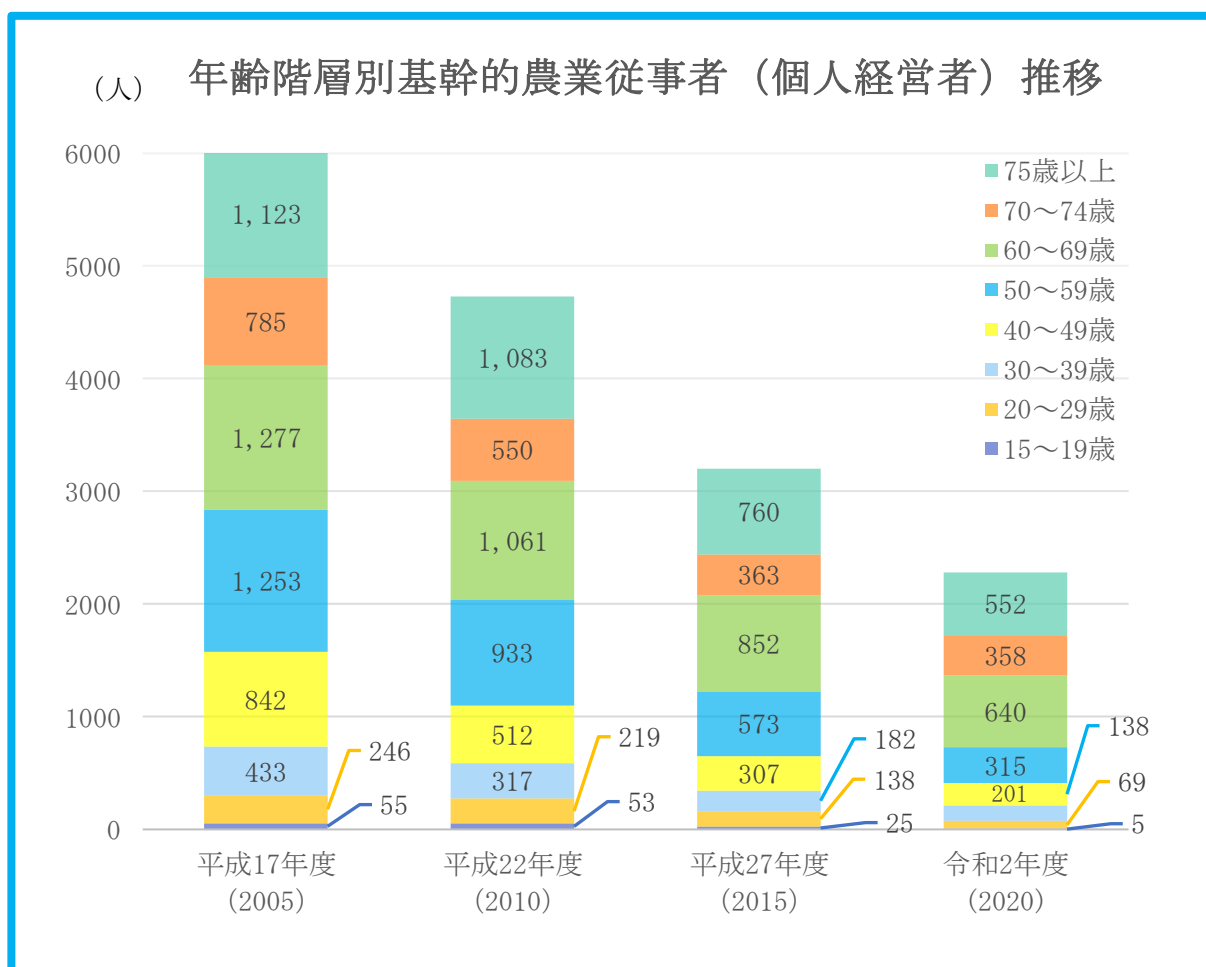
③ 年齢階層別基幹的農業従事者（個人経営者）の状況

令和 2（2020）年度の年齢階層別の農業従事者の推移をみると、5 年前と比べてすべての層で減少し、合計で 922 人（28.8%）減少しています。特に 15～29 歳層、50～59 歳層で大幅な減少となっています。

（単位：人）

区分	15～ 19 歳	20～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳
平成 1 7（2005）年度	55	246	433	842	1,253
平成 2 2（2010）年度	53	219	317	512	933
平成 2 7（2015）年度	25	138	182	307	573
令和 2（2020）年度	5	69	138	201	315

区分	60～ 69 歳	70～ 74 歳	75 歳以上	合計
平成 1 7（2005）年度	1,277	785	1,123	6,014
平成 2 2（2010）年度	1,061	550	1,083	4,728
平成 2 7（2015）年度	852	363	760	3,200
令和 2（2020）年度	640	358	552	2,278



（農林業センサス）

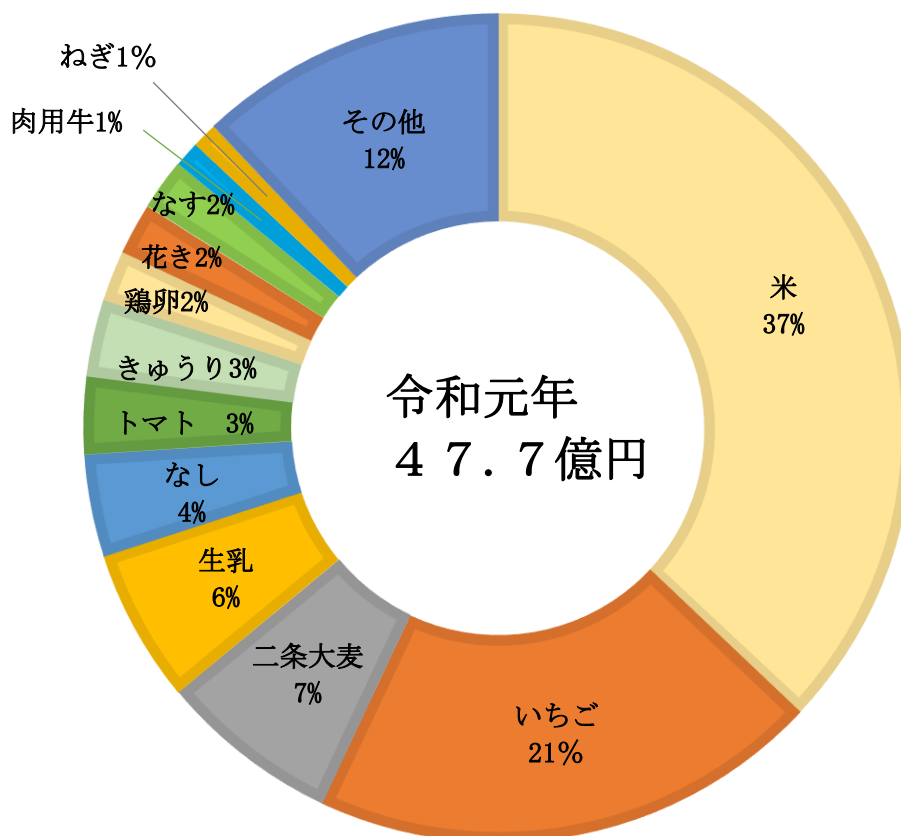
④ 品目別農業産出額

本市は、米を基幹作物としていますが、近年、収益の中心は園芸作物に移りつつあります。

(単位：千万円)

項目 区分	品 目						
	米	いちご	二条大麦	生乳	なし	トマト	きゅうり
産出額	175	98	35	28	19	14	14
割 合	36.7	20.5	7.3	5.9	4.0	2.9	2.9
項目 区分	品 目						合計
	鶏卵	花き	なす	肉用牛	ねぎ	その他	
産出額	9	8	8	6	6	57	477
割 合	1.9	1.7	1.7	1.3	1.3	11.9	100

品目別農業産出額の割合（令和元年）



構成比は小数点第1位を四捨五入しているので

合計しても100とはなりません

(令和元年 栃木県の生産農業所得統計 農林水産省)

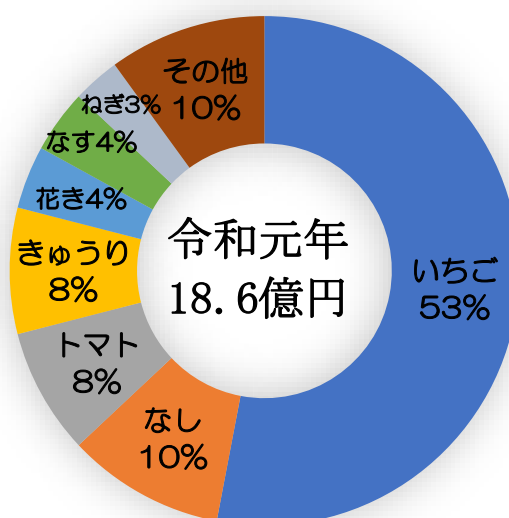
⑤ 園芸作物の品目別農業産出額

園芸作物の品目別の産出額の中での内訳は、いちご（52.7%）、なし（10.2%）、トマト（7.5%）、きゅうり（7.5%）、花き（4.3%）なす（4.3%）、ねぎ（3.2%）の順となっています。

（単位：千万円）

項目 区分	野菜類・果実・花き								合計
	いちご	なし	トマト	きゅうり	花き	なす	ねぎ	その他	
産出額	98	19	14	14	8	8	6	19	186
割合 (%)	52.7	10.2	7.5	7.5	4.3	4.3	3.2	10.3	100

園芸作物の品目別農業産出額の割合（令和元年）



（令和元年 栃木県の生産農業所得統計 農林水産省）

⑥ 農産物直売所販売額の状況

（単位：千円）

項目・区分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
農産物直売所販売額	988,375	975,348	900,456	822,340

（安足地域農業振興計画「風は南南西」）

⑦ 販売額別の農産物直売所数

（単位：ヶ所）

項目・区分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
1千万円未満	4	5	5	5
1千万円以上	1	0	1	1
5千万円以上	1	1	0	0
1億円以上	2	2	2	2
計	8	8	8	8

（安足地域農業振興計画「風は南南西」）

2 健康状態の現状

本市においては、国や県と同様に高齢化が進んでおり、それに伴い、生活習慣病の割合が増加し、生活習慣病発症による寝たきり高齢者や要介護認定者の増加も懸念されています。

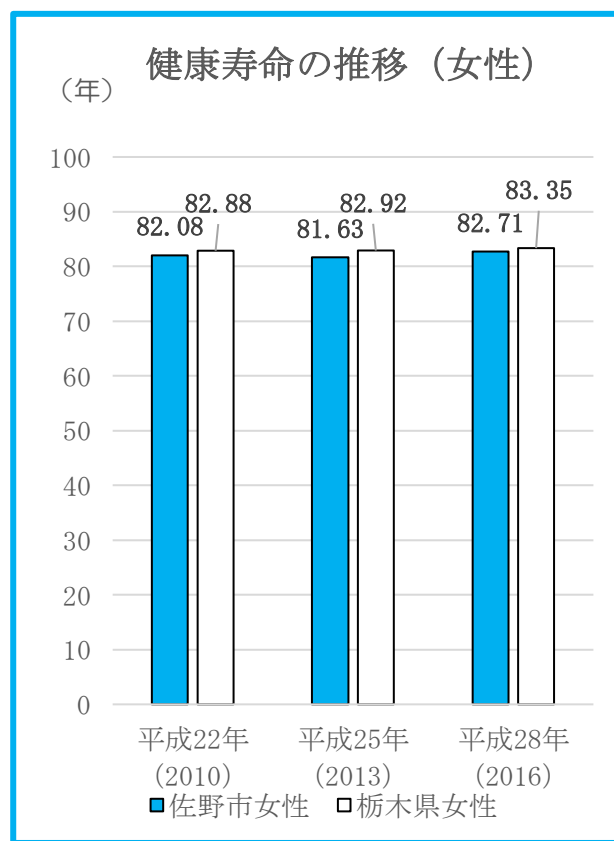
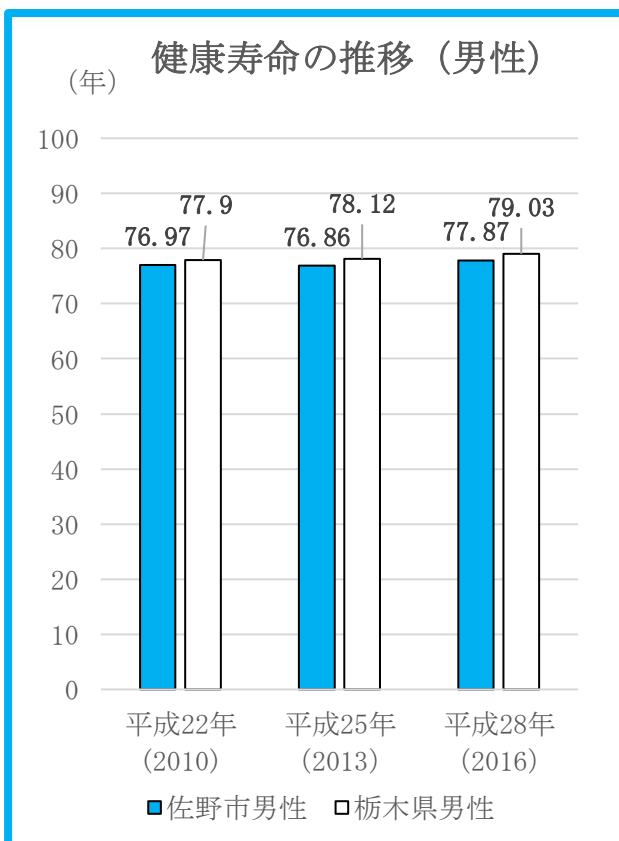
① 健康寿命の推移

平成25（2013）年と平成28（2016）年の健康寿命を比較すると、男性1.01年、女性1.08年の延伸がみられますが、平成28（2016）年を県と比較すると男性1.16年、女性0.64年下まわっています。

（単位：年）

項目・区分	男 性		女 性	
	佐野市	栃木県	佐野市	栃木県
平成22（2010）年	76.97	77.90	82.08	82.88
平成25（2013）年	76.86	78.12	81.63	82.92
平成28（2016）年	77.87	79.03	82.71	83.35

※健康寿命とは「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」のことです。



（さの健康21プラン 中間評価）

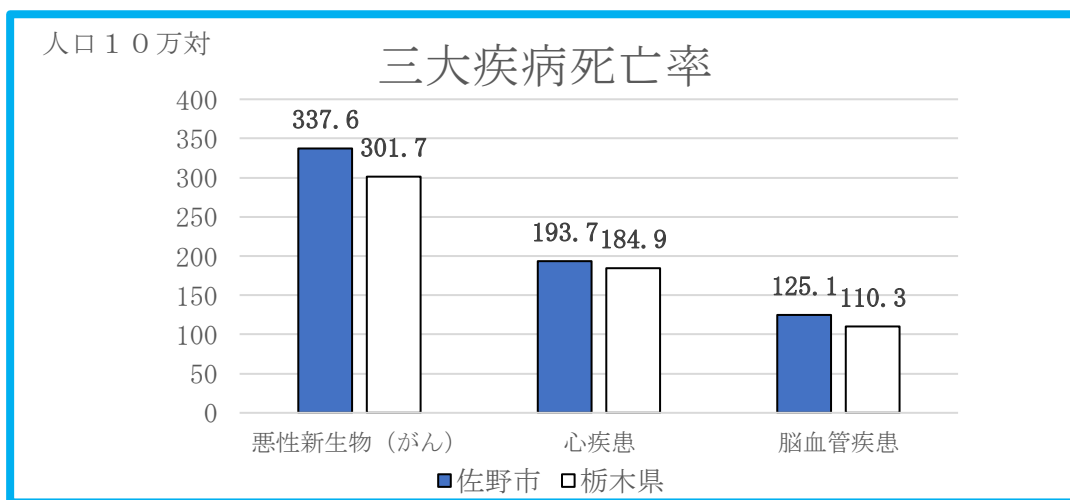
② 三大疾病死亡率

本市の平成30(2018)年の三大疾病死亡率(人口10万対)をみると、悪性新生物(がん)心疾患、脳血管疾患、いずれも県を上まわっています。

これらの病気の発症には、生活習慣が深く関与していることが明らかとなっています。そのため、食生活や運動習慣等の改善が重要です。

(単位：人口10万対)

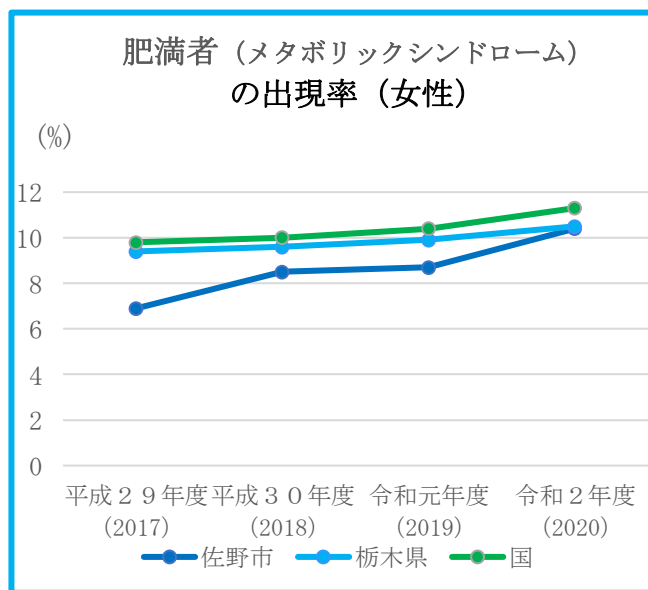
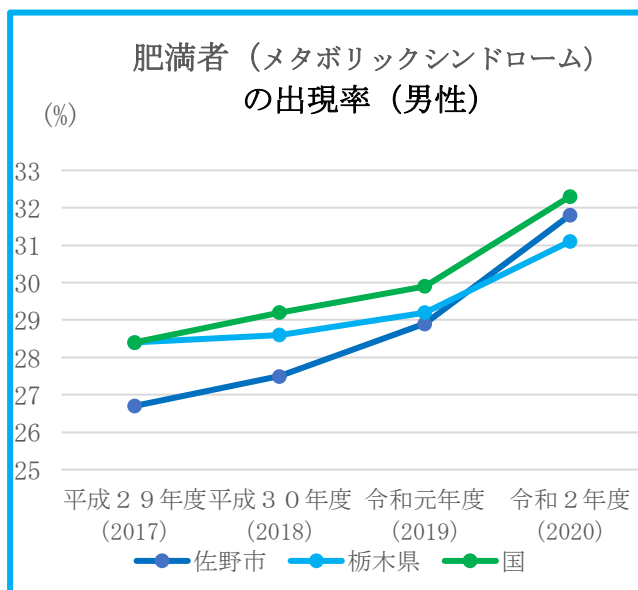
疾病名	佐野市(人)	栃木県(人)
悪性新生物(がん)	337.6	301.7
心疾患	193.7	184.9
脳血管疾患	125.1	110.3



(さの健康21プラン 中間評価)

③ 肥満者(メタボリックシンドローム)の出現率

肥満者の出現率は、男性においては、およそ3人に1人が、女性においては、およそ10人に1人が肥満傾向にあります。また、その比率は、男女ともに上昇傾向にあります。



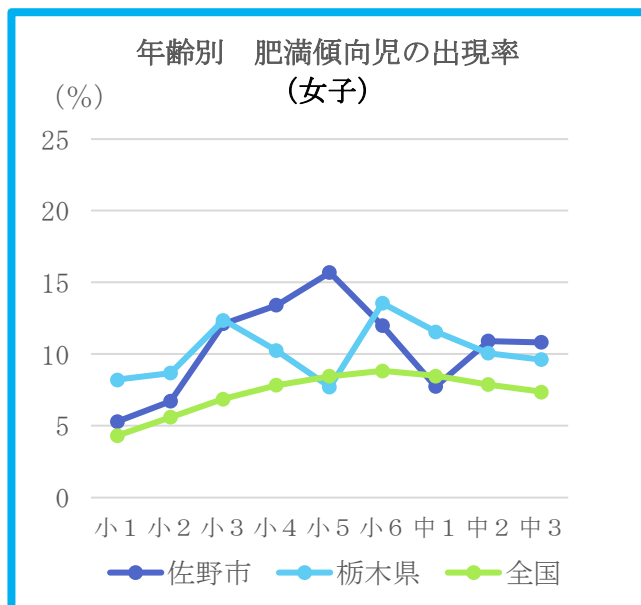
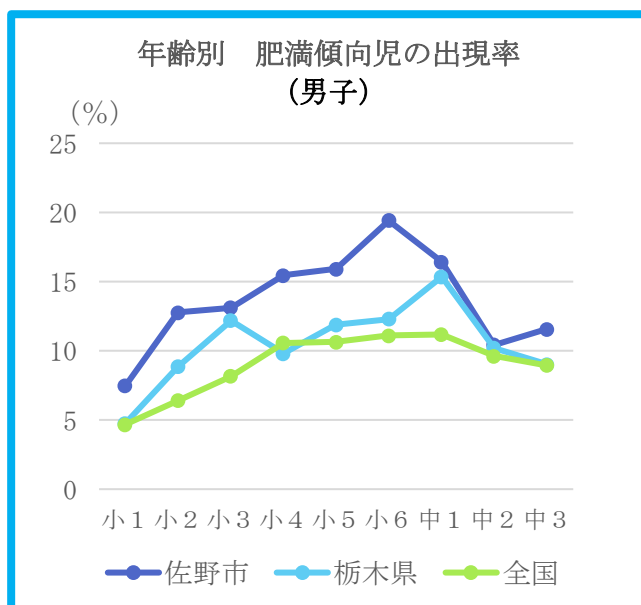
(検診受診者<40~47歳国保加入者>)

メタボリックシンドロームとは・・・ 内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わされることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病変を指します。

④ 肥満・痩身傾向児の出現率

ア．肥満傾向児の出現率

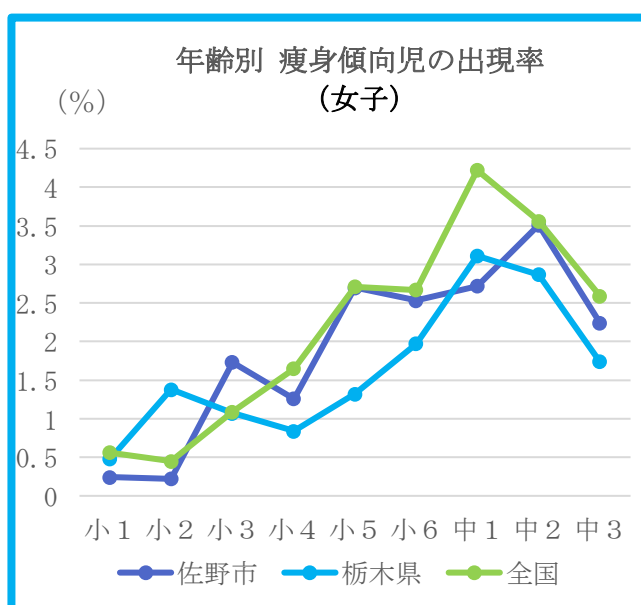
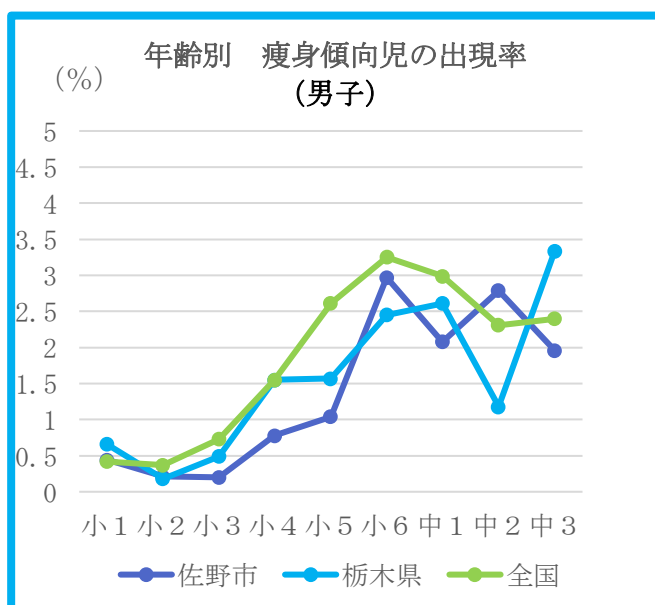
肥満傾向児の出現率は、男子はすべての学年で県及び全国値を上回っており、女子は小学校4年、5年及び中学校2年、3年の学年で県値を、中学校1年生を除く、すべての学年で全国値を上回っています。



(令和元年度 栃木県学校保健統計)

イ．痩身傾向児の出現率

痩身傾向児の出現率は、男子は小学校2年、6年及び中学校2年の学年で県値を上回っており、全国値との比較では、小学校1年及び中学校2年の学年で上回っています。女子は小学校3年、4年、5年、6年及び中学校2年、3年の学年で県値を上回っており、全国値との比較では、小学校3年の学年で上回っています。



(令和元年度 栃木県学校保健統計)

3 食育及び食の安全に対する意識の現状

知識や考え方が多様化する中で、「食育」の言葉の捉え方にも個人差があり、また、現代の情報化社会においては、食に関する情報が氾濫しており、正しい情報を適切に活用することが難しい状況です。

これまでも、ホームページや広報紙、食育だより等での啓発のほか、健康に関する講座や教室などあらゆる機会を活用して、食育の重要性や食品の安全性について啓発してきました。

引き続き、市民一人ひとりが、食育に関心をもち、正しい判断で食品を選択することができるよう、正確な情報を迅速に提供していくことが必要です。

① 食育に対する意識（食育アンケート）

食育に関心がある市民の割合は、年次による変動はありますが、5割～6割程度となっており、食育への関心が高い状況にあるという結果がでています。

（単位：％）

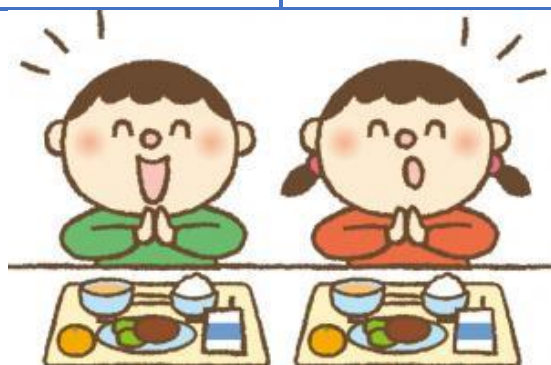
回答項目	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)
関心がある	59	58	57
どちらでもない	38	31	28
関心がない	2	10	15
無回答	1	1	0

② 食品の安全に関する意識（食育アンケート）

食品の安全性に不安を感じている市民の割合は、年次による変動はありますが、5割～6割近くの市民が不安を感じているという結果がでています。

（単位：％）

回答項目	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)
不安を感じている	56	49	53
どちらでもない	39	42	34
不安を感じていない	3	7	13
無回答	2	2	0



4 学校等における食育及び地産地消の現状

学校等における食育推進のため、学校・家庭・地域及び給食用食材の納入業者等が連携、協力し、教育活動全体で取り組んでいます。

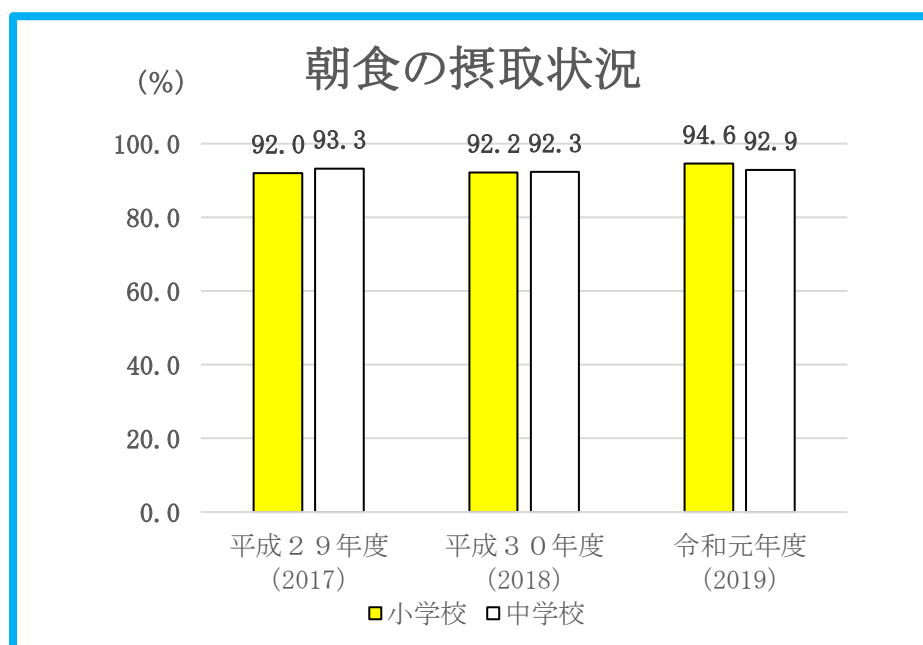
また、食物アレルギーについては、対応マニュアル等の整備や研修を実施し、関係職員の共通理解を図り、安心・安全で魅力ある学校給食の提供を行っています。

① 朝食の摂取状況

学校等に通う子どものうち、毎日朝食を食べる子どもは9割を超えています。
心のさのし合言葉「伸びる子は、早寝・早起き・朝ごはん」をかかげ、その大切さを伝える取組を行っています。

(単位：％)

項目	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
小学校	92.0	92.2	94.6	—
中学校	93.3	92.3	92.9	—



(佐野市総合学力調査)

② 食物アレルギーを有する児童生徒の状況

文部科学省の作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、本市も「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を策定し、食物アレルギーを有する児童生徒においても、給食時間を安全に、楽しく過ごせるよう、症状に応じた学校給食の提供を行っています。

食物アレルギーを有する児童生徒の状況

(単位：人)

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
人数	22	12	14	10	11	16	8	4	4	101

(令和元年度 栃木県の学校給食)

食物アレルギーに対する給食対応状況

(単位：人)

項目	児童生徒数	食物アレルギーを有する児童生徒数	学校給食における対応レベル					
			詳細献立表対応	完全弁当対応	一部弁当対応	除去食対応	代替食対応	その他
人数	8,335	101	6	1	4	2	59	29

(令和元年度 栃木県の学校給食)

③ 弁当の日の実施

食事について家族で共に考える機会として、また、子どもたちの食への関心を高め、感謝の心を育むことなどを目的として、平成25(2013)年度から小中学校で実施しています。

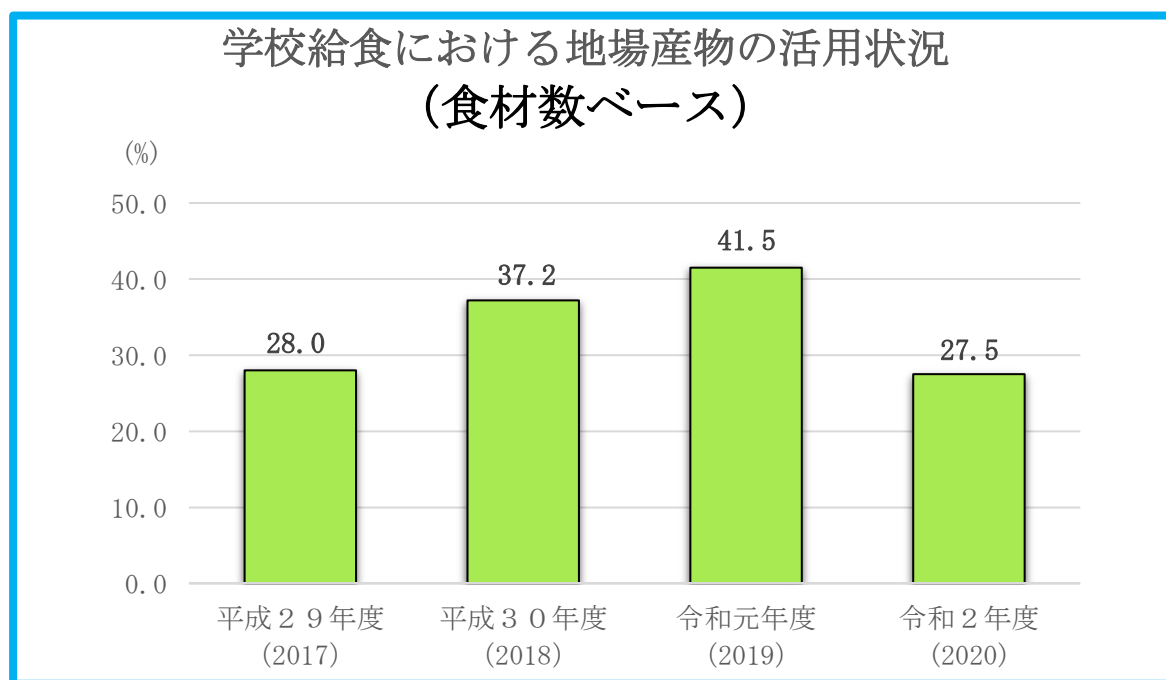
実施にあたっては、学年に応じた本市独自のねらいに基づき、学校と家庭との連携のもと全校で実施し、義務教育の9年間を通して、自分の健康を考え、判断し、実践できる子どもの育成に努めています。

④ 学校給食における地場産物の活用状況（食材数ベース）

学校給食における地場産物の活用状況は食材数ベースでみると、30%前後となっています。主食の米は、すべて本市産の米「あさひの夢」を使用しているほか、牛乳も県内産を使用しています。また、かき、きゅうりなど使用可能な量を確保できる野菜は、JA佐野や納入業者などと連携を図り、市内産や県内産の活用に取り組んでいます。

(単位：%)

項目	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
地場産物活用割合	28.0	37.2	41.5	27.5



(栃木県の学校給食)

第3章 計画の評価と今後の課題

1 第2期佐野市食育推進計画指標の達成状況

No.	指 標	基準値 (H29)	目標値 (R3)	実績 (R2)	達成度
1	食育を意識する人の割合	59.0%	90.0%	56.5%	62.8%
2	食の安全性に不安を感じる人の割合	56.0%	50.0%	53.2%	94.0%
3	「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている人の割合	10.0%	60.0%	7.6%	12.7%
4	食品・外食の栄養成分表示を参考にしている人の割合	62.0%	70.0%	50.6%	72.3%
5	農業体験をしたことのある人の割合	—	75.0%	85.0%	113.3%
6	毎日朝食を食べる児童生徒の割合（小4.5.6・中2.3）※	(小)92.0% (中)93.3%	(小)95.0% (中)95.0%	—	—
7	朝食メニュー料理教室に参加した人数 ※	44 人	90 人	—	—
8	食に関する指導を実施した回数	262 回	387 回	166 回	42.9%
9	学校給食における地場産物の活用状況（食材数ベース）	28.0%	35.0%	27.5%	78.6%
10	学校給食への郷土食の導入数	2 品目	5 品目	2 品目	40.0%
11	家族料理教室に参加した人数 ※	87 人	90 人	—	—
12	クッキング活動を実施した回数	115 回	115 回	35 回	30.4%
13	メタボリックシンドロームを知っている人の割合	88.0%	96.0%	92.4%	96.3%
14	農産物直売所売上額	988,000 千円	1,000,000 千円	822,340 千円	82.2%

達成度＝実績（R2）／目標（R3）×100

（但しNo.2のみ 削減目標のため、達成度＝目標（R3）／実績（R2）×100）

※ コロナ禍の影響で、R2 実施されなかったため、実績掲載なし。

2 第2期佐野市食育推進計画の評価

第2期佐野市食育推進計画では、食育活動を通して、食の大切さや食に対する感謝の気持ちを深め、健康な心身と豊かな人間関係を育むことを基本理念に、関係機関や団体等と連携して食育の推進に取り組んできました。

しかしながら、単独世帯や共働き世帯の増加、家族一人ひとりの生活時間のずれなどから、家族で一緒に食卓を囲むことが難しくなっており、食をめぐる家庭や生活の状況が変化してきています。

第2期佐野市食育推進計画では、14の指標、15の数値目標を設定しました。指標の達成状況の結果については、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、朝食メニュー料理教室や家族料理教室が実施できなかったり、全国学力・学習状況調査等の中止により、朝食を食べる児童生徒の割合が集計できなかったりしたため、目標に対しての達成度が評価できなかった指標もありましたが、全体として、栄養バランスを考えた食事を実践している人の割合が低いなどの課題が見受けられました。

これらのことを踏まえると、食に関心はあるものの、健全な食生活の実践にまでは至っていない人が多いのが現状です。

3 今後の食育推進の課題

第2期佐野市食育推進計画の指標の達成状況や本市の現状、加えて食を取りまく環境の変化等を踏まえ、市民一人ひとりに対し、食育に関する正しい知識の更なる浸透を図り、主体的な行動変容につなげる取組の強化が今後の食育推進にあたっての課題と考えます。

また、コロナ禍において、家族と過ごす時間が増える一方で、地域や学校等においては、これまでと同様の取組が難しい状況にあり、求められる「新たな日常」に合わせた食育を推進していく必要もあります。

今後の食育の推進にあたっては、食をめぐるこれらの課題を踏まえ、様々な関係者・関係機関がそれぞれの特性を活かし、多様に連携・協働し、その実効性を高めつつ、市民一人ひとりが自ら食育活動を実践しやすい社会環境づくりにも取り組むことで、食をめぐる様々な課題の解決につながると考えます。



第4章 食育推進の基本的な考え方

1 基本理念

市民一人ひとりが健全な食生活を実践することにより、健康寿命を延伸し、豊かな人間性を育みます。また、食の安全や食品ロスの削減などの社会的課題についても取り組むことでSDGsの達成に貢献する食育の推進を目指します。

2 コンセプト

誰一人取り残さない 健康で心豊かに生きるための食育

3 基本目標

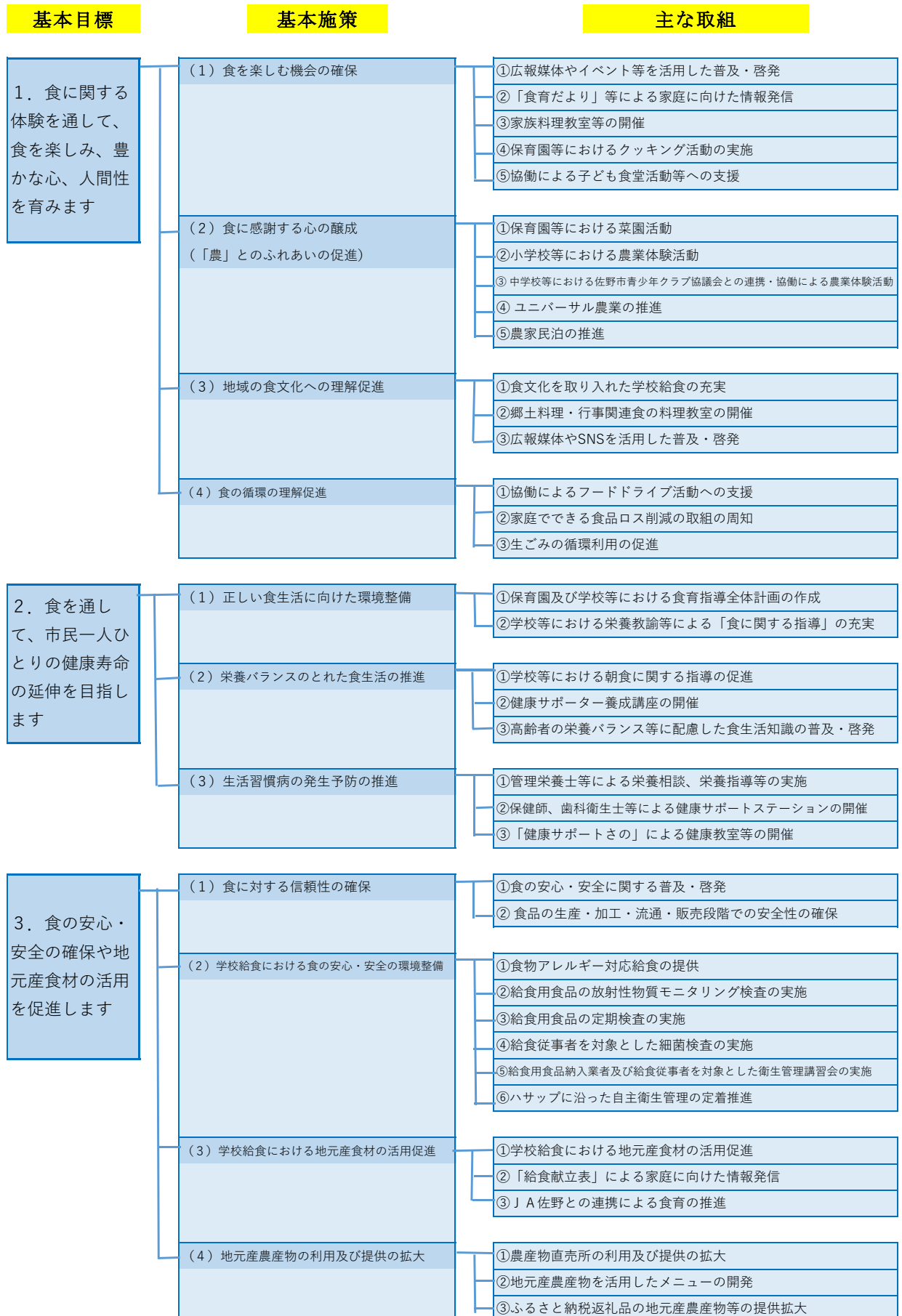
基本目標1 食に関する体験を通して、食を楽しみ、豊かな心、人間性を育みます
家庭や地域で食を楽しむ機会を確保するとともに、農業や伝統的な食文化に触れ、人々のつながりを深めていくことにより、食への理解と食べ物に感謝する心を育てます。また、環境に配慮した適切な選択ができる力を身につけます。

基本目標2 食を通して、市民一人ひとりの健康寿命の延伸を目指します
健康寿命の延伸に向け、栄養バランスのとれた食育の推進、正しい食生活に向けた環境整備を促進します。

基本目標3 食の安心・安全の確保や地元産食材の活用を促進します
市民の食に関する信頼を確保するとともに、学校給食における安心安全の環境整備、地元食材の活用促進及び利用の拡大を促進します。



第5章 施策体系図



第6章 施策の展開と指標

基本目標 1

食に関する体験を通して、食を楽しみ、豊かな心、人間性を育みます

施策（１）食を楽しむ機会の確保

家族が食卓を囲んで共に食事を取りながらコミュニケーションを図ることは食育の基本であるため、あらゆる立場の人が共食を通じて、食の楽しさを実感し、豊かな食や生活を楽しむ環境づくりを推進します。

また、保育園及び学校等においては、子どもが生涯にわたり健全な食生活を自ら営むことができるよう、家庭や地域と連携し、体系的・継続的に食育を実施します。

指 標	基準値	目標値（R8）
食育に関心がある市民の割合	57% (R2)	80%
家族料理教室に参加した人数	92 人 (R1)	92 人以上
クッキング活動を実施した回数（園平均）	3 回 (R2)	4 回

【具体的な取組内容】

① 広報媒体やイベント等を活用した普及・啓発

広報媒体、ホームページ、パンフレット、各種イベント等の機会を活用し、食育の意義や必要性について情報を発信し、ライフステージやニーズに応じた普及・啓発を推進します。

② 「食育だより」等による家庭に向けた情報発信

学校等や学校給食センターで、家庭に向け配付する「食育だより」等を活用し、「食育の日（毎月１９日）」や「とちぎ食育推進月間（毎年１０月）」を中心とした食育に関する様々な情報を提供し、健全な食生活の実践を呼びかけます。

※ 学校等の表記について：「小学校」「中学校」「義務教育学校」を含みます。

小学校等の表記について：「小学校」「義務教育学校（前期課程）」を含みます。

中学校等の表記について：「中学校」「義務教育学校（後期課程）」を含みます。

③ 家族料理教室等の開催

家族で協力して、料理することで、一緒に作る楽しさを体験し、調理をする力を身につけ、また、食に関する理解を深めることができるよう、学校等の児童生徒及び保護者を対象に、夏休み期間等を利用して、家族料理教室を開催します。



家族料理教室の様子

④ 保育園等におけるクッキング活動の実施

調理前の食材に触れたり、自分たちで作って食べることの楽しさ、うれしさを体験することによって、食に対する興味や関心を持つ機会をつくります。



クッキング活動の様子

⑤ 協働による子ども食堂活動等への支援

子ども食堂活動等を支援することによって、困難を抱える子どもをはじめ、様々な子どもの孤食を防止するとともに、子どもたちが安心して楽しく食事ができる場所や機会を提供することを通して、健全な食生活を実践するための環境づくりを推進します。

子ども食堂とは・・・

子ども食堂とは、地域住民等による民間発の取組として、無料または安価で、子どもたちに栄養のある食事を提供するコミュニティの場を指しています。

また、単に「子どもたちの食事提供の場」としてだけではなく、「地域住民のコミュニケーションの場」としても機能しており、多様な暮らしに対応した食育を進める上で大きな意義を有しています。

施策（２）食に感謝する心の醸成（「農」とのふれあいの促進）

食料生産から消費に至る取組の理解を深め、食に関わる人々に感謝する心を醸成するため、食に関する様々な体験活動を推進します。

指 標	基準値（R2）	目標値（R8）
農業体験を複数回したことがある市民の割合	85%	90%

【具体的な取組内容】

① 保育園等における菜園活動

色々な野菜を栽培し、それらを先生や園児たちで収穫したり、料理して食べたりする体験活動を通して、食に対する興味や関心を持つ機会となります。



さつまいもの収穫の様

② 小学校等における農業体験活動

米や野菜などの苗植え、除草、収穫などの体験活動を通じて、「作物を育てる楽しさ」や「収穫の喜び」などを知ること、農業の大切さや大変さを理解する機会となります。



さつまいもの苗植え、収穫の様子

③ 中学校等における佐野市青少年クラブ協議会との連携・協働による農業体験活動

20～30代の若い農業者が中心となって組織されている佐野市青少年クラブ協議会（4Hクラブ）が中学校等と連携し、授業の一環として農業の実践指導にあたり、生徒たちは、生産者との交流を通して、農業の知識を得るとともに、「作物を育てる楽しさ」や「収穫の喜び」などを知ること、農業の大切さや大変さを理解する機会となります。



圃場整備、種まきの様子

④ ユニバーサル農業の推進

子どもや高齢者、障がい者など、誰もが「農」に親しみ、多彩な効用を享受することを通して、農業・農村の理解促進と社会的価値の向上を図ります。

特に農業分野と福祉分野の連携を図り、「農」と「福」が取り組みやすい、農作業の受委託（施設外就労）に注目し、農福連携を推進します。



シクラメン栽培作業の様子

農福連携とは・・・

障がいを持つ方等が、農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。農福連携に取り組むことで、障がいを持つ方等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。

⑤ 農家民泊の推進

農家民泊のニーズは高まっており、農家民泊開業者のための研修会等情報の提供やネットワークの構築など受入農家の体制の整備等を推進します。

農家民泊とは・・・

農家や古民家への宿泊を通して日本古来の伝統的な生活を体験してもらうものです。「農山漁村地域の実際の農家や廃校となった校舎を活用した施設に宿泊し、「滞在中に農業漁業体験やトレッキングなどその土地でしか行えないことを実際に体験」しながら、「郷土料理やジビエなど地のものを味わう」という宿泊・体験・食事の3つの要素が、地域の関係者の協力のもとに提供されるのがその特徴です。

地域資源を観光コンテンツとして活用し、インバウンドを含む国内外の観光客を農山漁村に呼び込み、地域の所得向上と活性化を図ります。

施策（3）地域の食文化への理解促進

郷土料理や行事食は長い歴史の中で育まれた大切な地域の食文化であり、地元の農産物を活用したり、食文化を知ったりすることは、地元の良さを見つめ直す機会となり、地域への愛着を持つことにつながります。郷土料理や行事食などの食文化を次世代へ継承するため、各種イベントや料理教室による普及・啓発や学校給食における提供機会の拡大を促進します。

【具体的な取組内容】

① 食文化を取り入れた学校給食の充実

初午の時期に「しもつかれ」を、また、B級グルメとして近年全国的にも人気のある「いもフライ」などの郷土料理を給食で提供し、児童生徒の食文化への関心と理解を深めることによって、先人によって培われてきた食文化の継承を図ります。

佐野市では、さのまるの食器をつかっています！



しもつかれ



いもフライ



② 郷土料理・行事関連食の料理教室の開催

郷土料理（しもつかれ、耳うどん、いもフライ）や季節の行事食（節分、初午、ひな祭りなど）など、郷土料理を生んだ地域の背景等を伝えとともに、食文化の伝承活動の取り組みとして、食育の活動をしている「佐野市生活研究グループ協議会」と連携し、学校等の児童生徒及び保護者を対象に、料理教室を開催します。

また、公民館での市民講座等で季節の行事食の料理体験を実施し、若い世代を中心に食文化に対する関心や理解が深まるようにするとともに、食文化の継承を図ります。



佐野市生活研究グループとは・・・

市内の農村女性が集まり、農村生活を豊かにするための様々なグループ活動を行っています。生活に根ざした地産地消活動やPR活動や、佐野市産の農産物を活用したメニューの開発など、地域を元気にする取組を行っています。



青パパイヤレシピ集を作成

③ 広報媒体やSNSを活用した普及・啓発

農村レストラン等において郷土料理等を提供したり、市のホームページやフリーペーパーなどを活用し、郷土料理や行事食のレシピなどを掲載し、市内外及び幅広い世代に向けて普及・啓発を推進します。

佐野市の郷土料理とは・・・

佐野市には、農家の暮らしに関わりの深い郷土料理があります。

「しもつかれ」は初午の時期に赤飯と一緒に稲荷神社に供える行事食です。

また、「耳うどん」は1年を平穏に過ごせるようにと食べる正月料理のひとつです。

B級グルメとして、近年全国的にも人気の「いもフライ」も郷土料理のひとつです。戦後食糧難の時期、お米の代わりにジャガイモが多く食され、当時本市でも、いたるところにジャガイモ畑が広がっており、蒸したジャガイモを串にさし、揚げたものに甘めのソースをかけたものを、リヤカーで移動販売したのが由来と言われています。



しもつかれ



耳うどん



いもフライ

施策（４）食の循環の理解促進

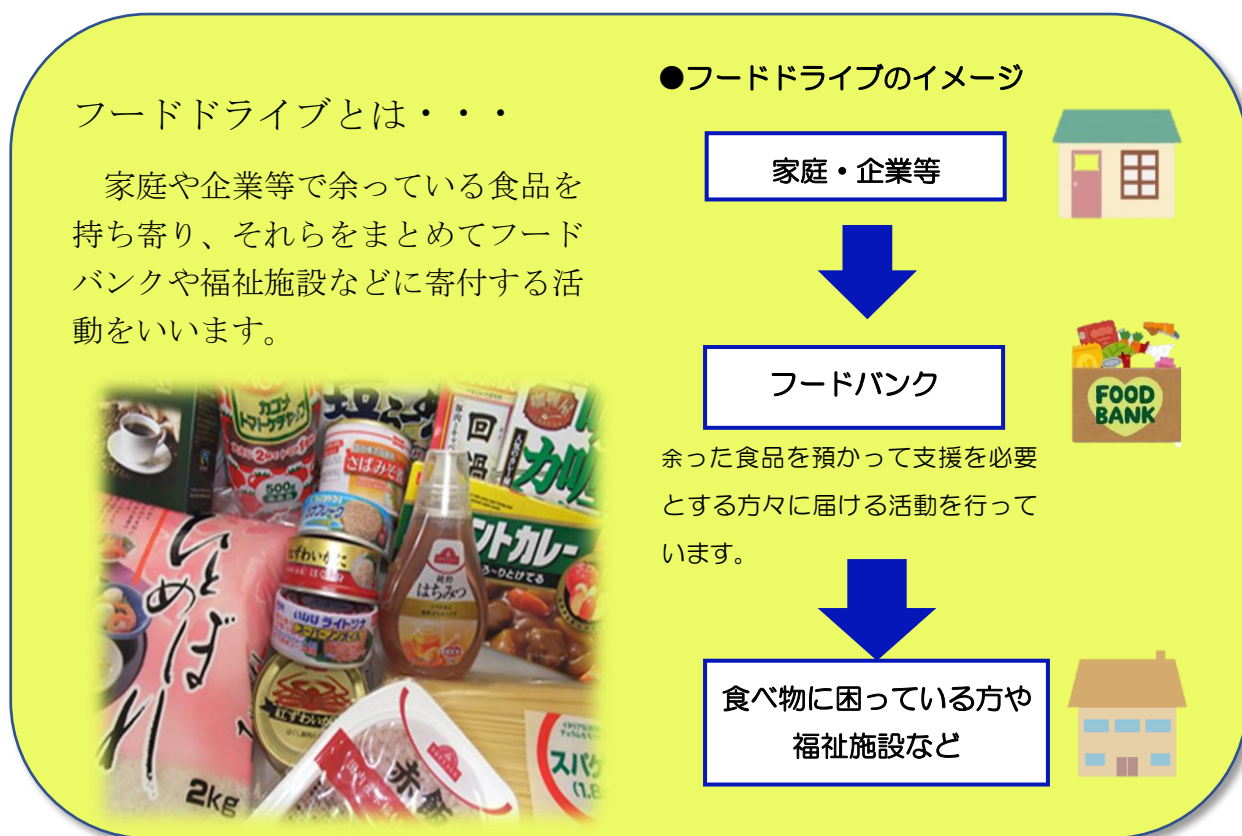
持続可能な食料の生産、供給、消費を実現する社会にするため、食べ物を大切にす
る心の醸成により、環境にやさしい食選びや、食品リサイクルを实践できるよう食品
ロスが発生させない取組の理解促進を図ります。

指 標	基準値（R2）	目標値（R8）
食材は必要な分だけ買うようにしている市民の割合	46%	60%
生ごみ処理機器やコンポストを使用して、ごみの減量化・資源化を図っている市民の割合	9%	15%

【具体的な取組内容】

① 協働によるフードドライブ活動への支援

家庭や企業等で余っている食品を持ち寄り、必要とする方々に使ってもらうフード
ドライブ活動を支援します。

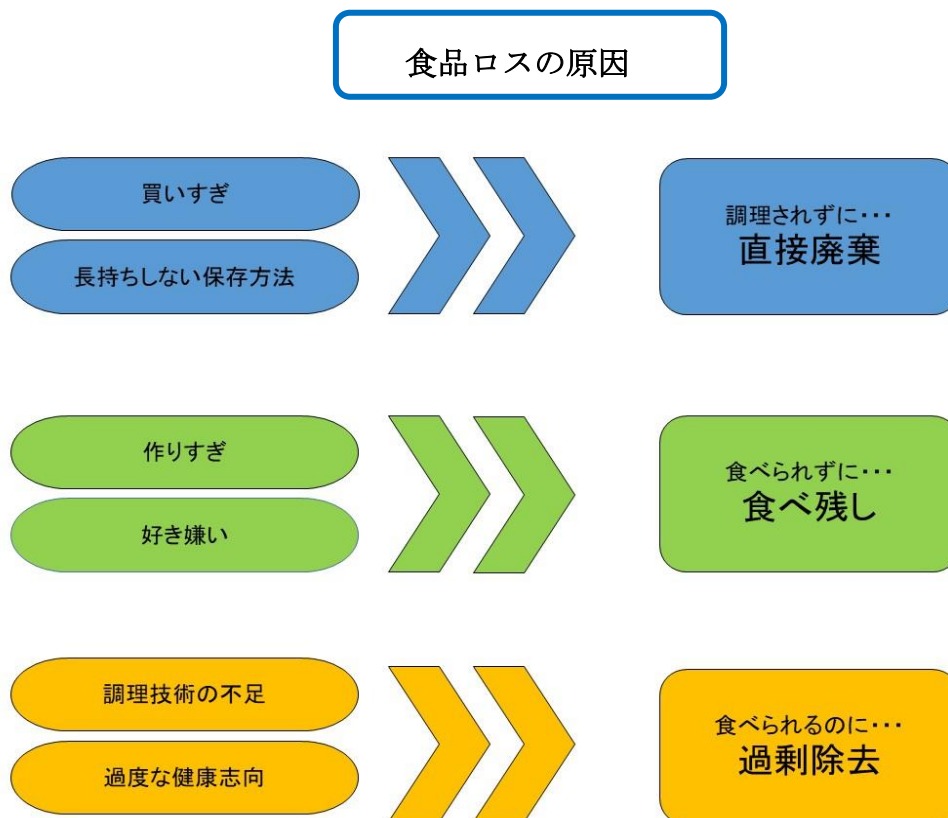


② 家庭でできる食品ロス削減の取組の周知

「買い物前の冷蔵庫の在庫チェック」、「消費期限と賞味期限の正しい理解」、「食材の上手な使い切り」などについて、イベントや広報媒体・SNSを活用して普及・啓発します。

③ 生ごみの循環利用の促進

家庭や地域で自主的に生ごみを堆肥にして家庭菜園やベランダのプランター等で有効利用する取組について、イベントや広報媒体・SNSを活用して普及・啓発します。



食品ロスとは・・・

「食品ロス」とは、食品廃棄物のうち、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食品のことです。日本では、家庭・事業者それぞれにおいて大量の食品ロスが発生しており、国の推計によると平成30（2018）年度の食品ロス量は約600万トン（家庭系約276万トン、事業系約324万トン）で、国民1人1日あたり約130グラム（お茶わん約1杯分のご飯の量）に相当するとされています。食品ロスの原因は、家庭では「食べ残し」、「手つかず」、「過剰除去」、事業系では「売れ残り」、「食べ残し」、「作りすぎ」などがあげられます。

国際的には、深刻な飢えや栄養不足の問題が存在する一方で、大量に食品ロスが発生していることへの問題意識が高まり、SDGsにおいて、食品の損失、破棄の削減が設定されています。

国内では、食品ロス削減を総合的に推進するため、令和元（2019）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されています。

（農林水産省・環境省・消費者庁ホームページ）

基本目標 2

食を通して、市民一人ひとりの健康寿命の延伸を目指します

施策（１）正しい食生活に向けた環境整備

保育園及び学校等は、子どもたちが健全な食習慣を身につける場として、大きな役割を担っています。また、子どもたちへの食育を通して、家庭における食生活へのよい波及効果をもたらすことも期待できます。

これらのことを踏まえ、保育園及び学校等において、関係職員、教諭間での共通理解のもと、家庭、地域等と連携しながら、子どもたちの年齢・発達段階に応じた食育を推進します。

指 標	基準値（R2）	目標値（R8）
食に関する指導授業を実施した回数	166 回	180 回

【具体的な取組内容】

① 保育園及び学校等における食育指導全体計画の作成

関係職員等が連携・協力し、保育活動や教育活動全体で食育の推進に取り組むため、食育の目標や具体的な取組の方針を示した食育指導全体計画を作成し、指導体制の充実に努めます。

② 学校等における栄養教諭等による「食に関する指導」の充実

食育指導年間計画に基づき、学級・学科担任等は、栄養教諭等と連携し、学校給食や食育に関する教材を活用し、栄養バランスのとれた食事の大切さや、食に関する知識、食文化について指導します。



食に関する指導授業の様子

施策（２）栄養バランスのとれた食生活の推進

誰もが栄養バランスのよい食事をとれるようにするため、必要な知識や判断力、実践力を養う健康教育等に係る取組を推進します。

指 標	基準値（R1）	目標値（R8）
朝食を毎日食べている児童生徒の割合 ※小学校 4.5.6 年生及び義務教育学校 4.5.6 年生 中学校 2.3 年生及び義務教育学校 8.9 年生	（小） 94.6%	（小） 95.0%
	（中） 92.9%	（中） 95.0%

【具体的な取組内容】

① 学校等における朝食に関する指導の促進

朝食の摂取は1日の活動を支える大きな役割を果たしているとともに、正しい食習慣の基礎となることから、朝食の大切さを伝える取組として、学校等において、栄養教諭等と連携し、朝食に関する指導授業を実施します。心のさのし合言葉「伸びる子は、早寝・早起き・朝ごはん」を軸に、規則正しい食習慣を習得できるよう、学校、家庭、地域と連携を図り啓発に努めます。



朝食に関する指導授業の様子

「早寝・早起き・朝ごはん」とは・・・

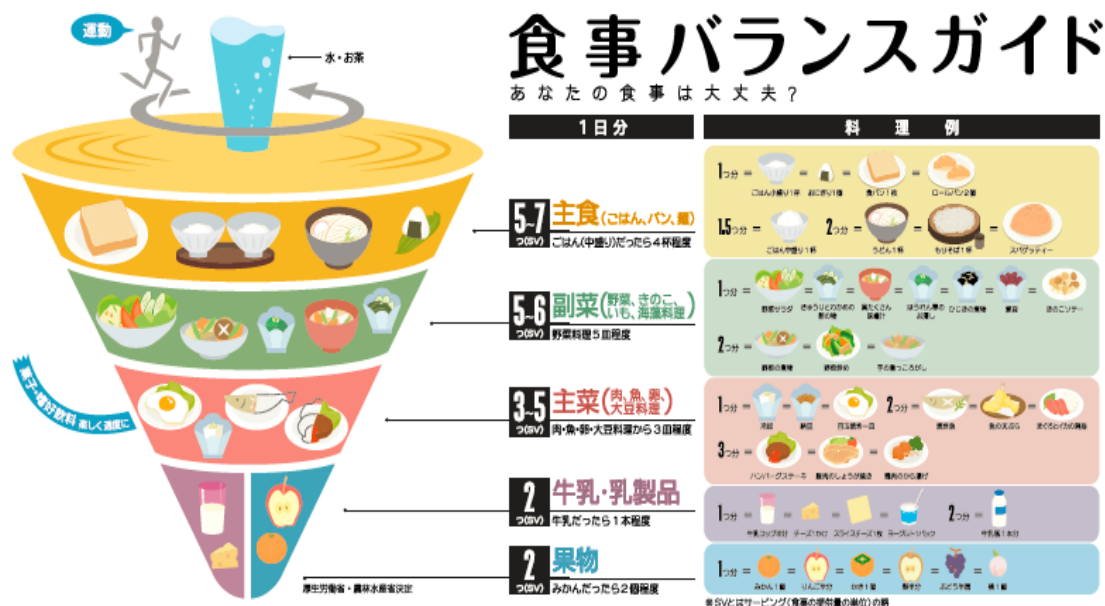
子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切です。また、子どもたちがこうした生活習慣を身につけていくためには、家庭の果たすべき役割は大きいところですが、最近の子どもたちを見ると、「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という成長期の子どものために必要不可欠な基本的生活習慣が大きく乱れています。

このような状況をみると、家庭における食事や睡眠などの乱れは、個々の家庭や子どもの問題として見過ごすことのできるものではなく、社会全体の問題として一丸となった取組が重要な課題となっています。

（文部科学省ホームページ）

② 健康サポーター養成講座の開催

健康サポーター養成講座を開催し、「食事バランスガイド」などを活用して、望ましい食習慣についての知識を普及・啓発します。



男性	エネルギー	主食	副菜	主菜	牛乳・乳製品	果物	女性
6～9歳	1,400kcal ～2,000kcal	4～5つ	5～6つ	3～4つ	2つ (子どもは2～3つ)	2つ	6～11歳 70歳以上
70歳以上 身体活動量 低い							身体活動量 低い
10～11歳 身体活動量 ふつう以上	2,200kcal ±200kcal	5～7つ	5～6つ	3～5つ	2つ (子どもは2～3つ)	2つ	12～17歳 18～69歳
12～17歳 18～69歳 身体活動量 低い							身体活動量 ふつう以上
12～17歳 18～69歳 身体活動量 ふつう以上	2,400kcal ～3,000kcal	6～8つ	6～7つ	4～6つ	2～3つ (子どもは2～3つ)	2～3つ	

※身体活動量

「低い」……一日中座っていることがほとんど

「ふつう以上」……「低い」に該当しない人

(さらに強い運動や労働を行っている場合は、より多くのエネルギーが必要となるので、適宜調整が必要です)

※牛乳・乳製品の子どもの目安は、成長期にたく必要なカルシウムを十分にとるためにも、少し幅をもたせた目安にするのが適当です。

食事バランスガイドとは・・・

1日に、「何を」、「どれだけ」食べたらよいかを考える際の参考にしていただけるよう、食事の望ましい組み合わせとおおよその量をイラストでわかりやすく示したものです。
(農林水産省ホームページ)

健康サポーターとは・・・

地域で健康づくりを支援するボランティア団体である「健康サポートさの」の会員を「健康サポーター」と呼びます。食生活改善推進員協議会という全国組織に属しているため、財団法人日本食生活協会で定めた養成カリキュラムに基づき、毎年、会員の養成を行っています。

③ 高齢者の栄養バランス等に配慮した食生活知識の普及・啓発

医療機関をはじめとし、関係機関と連携し、高齢者の食事のとり方（低栄養）やフレイル予防などについて、相談や指導、バランスよく食べるためのレシピなどの情報提供を行い、健全な食生活を実践できるよう支援します。

フレイルとは・・・

「フレイル」とは、加齢に伴って体や心のはたらきが衰え、社会的なつながりが弱くなった状態を指します。健康な状態と要介護状態の中間に位置し、そのまま放置すると要介護状態になる可能性があります。早期に適切な取組を行うことで、進行を防ぎ健康な状態に戻ることができます。

フレイルの要因のひとつに「低栄養」があり、低栄養状態になると、筋肉量の減少や筋力の低下が起こります。十分なたんぱく質を摂取して低栄養を防ぎ、あわせて運動を実施することで、フレイル予防につながります。

施策（３）生活習慣病の発生予防の推進

栄養バランスのとれた食生活や適正体重について普及・啓発し、生活習慣病の発生予防のために、食生活改善の取組を推進します。

指 標	基準値（R2）	目標値（R8）
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が１日２回以上の日がほぼ毎日の市民の割合	※ 49.5%	※ 80%以上
食品・外食の栄養成分表示を参考にしている市民の割合	51%	70%
自ら意識して、日ごろから何らかの健康づくりに取り組んでいる市民の割合 (例：運動や食生活、健康診断受診など)	70%	80%

※ 第４期栃木県食育推進計画の値参照

【具体的な取組内容】

① 管理栄養士等による栄養相談、栄養指導等の実施

食に関わる生活習慣病予防のため、正しい知識の普及や、管理栄養士等による栄養相談、栄養指導を実施します。

② 保健師、歯科衛生士等による健康サポートステーションの開催

生活習慣病の発生予防のため、健康診断結果に基づいて、保健師、歯科衛生士等による健康相談、健康指導を実施します。



健康サポートステーションとは・・・

健康に関することを総合的に相談できる場所です。特定保健指導、健康相談、栄養相談など、管理栄養士、保健師、歯科衛生士などの専門職が、一人ひとりに合った健康づくりのポイントを提案し、健康を守るために必要なサポートを行っています。

③ 「健康サポートさの」による健康教室等の開催

「健康サポートさの」の会員が支部に分かれて地区公民館等を利用し、生活習慣病の発生予防のための料理教室や健康教室を実施します。



料理教室、健康体操実演の様子

健康サポートさのとは・・・

地域で健康づくりを支援するボランティア団体です。9支部に分かれて「さの健康21プラン」を普及推進するために活動しています。食生活・運動・こころの健康などの生活習慣全般にわたり、子どもから高齢者まで様々な方を対象に教室等を開催し、地域の仲間づくりに努めています。

基本目標 3

食の安心・安全の確保や地元産食材の活用を促進します

施策（１）食に対する信頼性の確保

市民が安心な食生活を送るためには、生産から消費に至る食品の安全性と信頼性を確保するための取組や関係者の体制づくり、連携を強化します。

また、食に関する様々な情報が氾濫する中で、食品の安全性に関する正しい知識を持ち、自らの判断で食品を選択する力を身につけることができるよう、食品安全に関する情報発信や市民、事業者、行政間の相互理解を促進します。

指 標	基準値（R2）	目標値（R8）
食の安全性に不安を感じる市民の割合	53%	40%

【具体的な取組内容】

① 食の安心・安全に関する普及・啓発

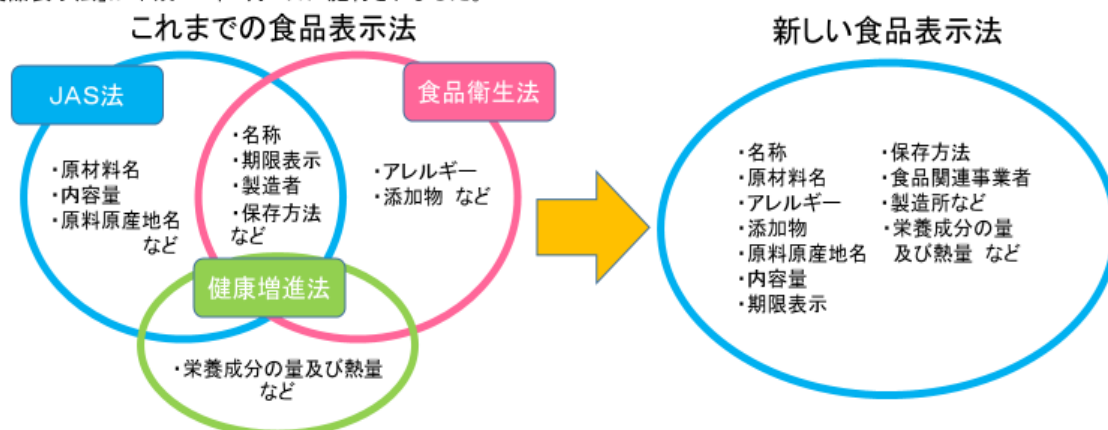
消費者、事業者に対して迅速な情報発信と分かりやすい情報提供を行うとともに、食品表示法に基づく表示の周知及び普及・啓発を実施します。

② 食品の生産・加工・流通・販売段階での安全性の確保

安心・安全な食品を生産するため生産段階における工程、衛生管理の取組や事業者の自主衛生管理、正しい食品表示等について推進し、信頼される食品供給の推進を図ります。

食品表示法とは・・・

もともと食品表示のルールを定めていた法律は、「食品衛生法」、「JAS法」、「健康増進法」の3つありました。この3つの法律は目的も異なるほか、それぞれに表示のルールを定めていたため、複雑でわかりづらいものでした。なので、消費者・事業者の双方にとって分かりやすい表示ルールを実現しようと、3つの法律を統合した「食品表示法」が平成27年4月1日に施行されました。



施策（２）学校給食における食の安心・安全の環境整備

学校給食は、地域の伝統的な食文化や、食に関わる人々への感謝、食料の生産・流通・消費などを学ぶことができる「生きた教材」です。すべての児童生徒が、給食時間を安全に、楽しく過ごせるよう、学校給食衛生管理基準等に基づき、学校、家庭、給食センター、食材の納入業者等が一体となって、安心・安全な給食の提供ができるよう、食の環境整備を促進します。

【具体的な取組内容】

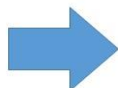
① 食物アレルギー対応給食の提供

文部科学省の作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」及び本市の「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」に基づき、食物アレルギーを有する児童生徒においても、給食時間を安全に、楽しく過ごせるよう、症状に応じた学校給食の提供を実施します。

【さば、牛乳の代替食対応例】



通常の給食は、「さばのみそ煮」、「牛乳」が配食されます。



代替食として「さば」を使用しない「豚肉の生姜焼き」、牛乳の代わりに「豆乳」が配食されます。

食物アレルギー対応

食物アレルギーを有する児童生徒においても、症状に応じた給食の提供を行うため、文部科学省が「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、佐野市版「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を策定し、教育委員会、学校、家庭、関係機関等が一体となって、安心安全な給食の提供に努めています。

また、緊急時のシミュレーション等の研修も行っています。



② 給食用食品の放射性物質モニタリング検査の実施

給食用食品（原材料及び加工食品）の放射性物質モニタリング検査を実施し、安心・安全な給食の提供に努めます。

また、検査結果を各家庭に配付する献立表や市のホームページに掲載し、安心・安全な給食の周知を図ります。

③ 給食用食品の定期検査の実施

学校給食衛生管理基準に基づき、給食用食品（原材料及び加工食品）の微生物検査、理化学検査を実施し、安心・安全な給食の提供に努めます。

④ 給食従事者を対象とした細菌検査の実施

学校給食衛生管理基準に基づき、給食従事者を対象に、赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O157等の細菌検査を、毎月2回以上実施します。

また、市独自にノロウイルス食中毒予防強化月間（11月から1月まで）を含む10月から3月までの6か月の間、ノロウイルスの定期検査を毎月1回実施し、安心・安全な給食の提供に努めます。

⑤ 給食用食品納入業者及び給食従事者を対象とした衛生管理講習会の実施

学校給食衛生管理基準に基づき、給食用食品納入業者及び給食従事者を対象に、衛生管理講習会を開催し、衛生管理意識の向上を図り、食中毒防止や異物混入防止を徹底し、安心・安全な給食の提供に努めます。



⑥ ハサップに沿った自主衛生管理の定着推進

学校給食センターでは、とちぎハサップ（栃木県食品自主衛生管理認証制度）の認証を継続し、自主衛生管理の定着を推進し、安心・安全な給食の提供に努めます。

とちぎハサップとは・・・

食品の安全性を確保するため、衛生管理の国際標準である HACCP による手法を取り入れて基本的な衛生管理を確実に続けることができる施設を認証する制度です。



施策（３）学校給食における地元産食材の活用促進

学校給食において、地元産食材が安定的に供給され、利用できる体制づくりを支援します。また、提供された食材を通して地域の農業への理解を促進します。

指 標	基準値（R3）	目標値（R8）
学校給食における地場産物の活用状況 （金額ベース）	58.95%	65.0%

【具体的な取組内容】

① 学校給食における地元産食材の活用促進

学校給食における地産地消推進のため、市内産の米「あさひの夢」や、県内産の牛乳をはじめとし、ＪＡ佐野や納入業者と連携をはかり、地場産物の活用を促進します。

また、季節に応じて、本市の旬な果物や野菜をメニューに取り入れることで、地域の農業への理解を促進します。



② 「給食献立表」による家庭に向けた情報発信

献立表に地場産食材の活用状況を掲載し、情報提供を行うことで、家庭においても地産地消の関心を高めるとともに、地域の農業への理解を促進します。

③ ＪＡ佐野との連携による食育の推進

ＪＡ佐野では、未来を担う子どもたちに食の大切さを伝えるため、安心・安全な地元農産物や農業の魅力発信に努めます。



県産いちごを使用した「いちごゼリー」

施策（４）地元産農産物の利用及び提供の拡大

地元産農産物に関する情報を提供する機会や、生産者相互の交流や生産者と消費者が触れ合う機会を増やす等、地元産農産物の安全性や魅力、地産地消の大切さについて、市民一人ひとりの理解を深めるフィールドを拡大します。

指 標	基準値（R2）	目標値（R8）
農産物直売所売上額	822,340 千円	1,000,000 千円

【具体的な取組内容】

① 農産物直売所の利用及び提供の拡大

農産物直売所や農村レストラン等を通して、地元産農産物の提供を拡大するとともに、J A佐野や県と連携し、地元産農産物の円滑な供給に向けた取組を支援します。また、生産者相互の交流や生産者と消費者の交流を進め、食と農の理解促進を図ります。

○農産物直売所

名称	店舗所在地
アグリタウン 花の停車場 ファーマーズマーケット「菜果な花」	植下町 8 0 2－4
J A佐野三好農産物直売所	戸室町 6 7 1－3
蓬山ログレッジ農産物直売所	作原町 1 2 7 1
根古屋森林公園農産物直売所	飛駒町 2 2 9 9
下彦間農産物直売所	下彦間町 1 5 7 5－1
道の駅 どまんなかたぬま 農産物直売所「朝採り館」	吉水町 3 6 6－2
佐野市農林漁家高齢者センター	仙波町 2 4 4 5－1
J A佐野葛生農産物直売所	葛生西 2－9－6

○農村レストラン

名称	店舗所在地
須花坂 憩い館	下彦間町 1 5 7 5－1
蓬山レストラン	作原町 1 2 7 1
根古屋亭	飛駒町 2 2 7 2
佐野市農林漁家高齢者センター	仙波町 2 4 4 5－1

② 地元産農産物を活用したメニューの開発

食育の活動をしている「佐野市生活研究グループ協議会」と連携し、地元産農産物を活用したメニューを開発し、そのレシピを市のホームページ等に掲載することで、地元食材への関心を深め、地産地消の普及・啓発を図ります。



春の佐野をまるごと献立

③ ふるさと納税返礼品の地元産農産物等の提供拡大

ふるさと納税返礼品に地元産農産物等を提供することで、安心・安全でおいしい本市の農産物の魅力を発信し、農業の振興及び活性化を図ります。



佐野市産いちご
「スカイベリー」



仙波そば

第7章 食育の推進に向けて

1 数値目標

第3期佐野市食育推進計画作成にあたり、第2期佐野市食育推進計画の指標達成状況を踏まえ、令和8（2026）年度までに達成を目指す具体的な数値をあげ、施策を展開するとともに、成果や達成状況を客観的な指標により把握できるようにします。

指 標	区分	基準値 R2 年度	目標値 R8 年度
基本目標1 食に関する体験を通して、食を楽しみ、豊かな心、人間性を育みます			
食育に関心がある市民の割合	市民全般	57%	80%
家族料理教室に参加した人数	児童生徒及び その家族	92 人 (R1)	92 人以上
クッキング活動を実施した回数（園平均）	市立保育園	3 回	4 回
農業体験を複数回したことがある市民の割合	市民全般	85%	90%
食材は必要な分だけ買うようにしている市民の割合	市民全般	46%	60%
生ごみ処理機器やコンポストを使用して、ごみの減量化・資源化を図っている市民の割合	市民全般	9%	15%
基本目標2 食を通して、市民一人ひとりの健康寿命の延伸を目指します			
食に関する指導授業を実施した回数	学校等	166 回	180 回
朝食を毎日食べている児童生徒の割合	小学校4, 5, 6年生 (義務教育学校4.5.6年生)	94.6% (R1)	95.0%
	中学校2, 3年生 (義務教育学校8.9年生)	92.9% (R1)	95.0%
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の市民の割合	市民全般	※ 49.5%	※ 80%以上
食品・外食の栄養成分表示を参考にしている市民の割合	市民全般	51%	70%
自ら意識して、日ごろから何らかの健康づくりに取り組んでいる市民の割合 (例：運動や食生活、健康診断受診など)	市民全般	70%	80%
基本目標3 食の安心・安全の確保や地元産食材の活用を推進します			
食の安全性に不安を感じる市民の割合	市民全般	53%	40%
学校給食における地場産物の活用状況 (金額ベース)	学校等	58.95% (R3)	65.0%
農産物直売所売上額	農産物直売所等	822,340 千円	1,000,000 千円

※ 第4期栃木県食育推進計画の値参照

参考資料

1 佐野市食育推進会議設置要領

(目的)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第18条の規定に基づき、食育の推進に係る施策を総合的に推進するため、佐野市食育推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 会議は、別表に掲げる所属等の関係者をもって組織し、市長が委嘱する。

2 会長は産業文化部農政課長をもって充て、副会長は健康医療部健康増進課長をもって充てる。

3 会長は、委員を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(協議事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 佐野市食育推進計画（案）の策定に関すること。

(2) その他食育の推進に必要な事項

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認められるときは、議事に関係する者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、産業文化部農政課内に置く。

(その他)

第6条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年6月16日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年7月3日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年7月11日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年8月20日から実施する。

2 佐野市食育推進会議委員名簿

氏 名	所 属	備 考
高橋 俊博	佐野市農業士会	
永島 晴美	佐野市生活研究グループ協議会	
関根 和義	佐野農業協同組合営農企画課	
須永 由美子	栃木県女性農業士	
横塚 順一	佐野市むらづくり推進協議会	
仁平 良子	栃木県栄養士会安足支部	
本島 恵子	健康サポートさの	
関塚 綾子	栃木県小学校教育研究会佐野支部養護教諭部会	
牛久 浩子	栃木県小学校教育研究会佐野支部家庭科部会	
塩田 妙子	佐野市産業文化部農政課	会 長
晝間 英介	佐野市健康医療部健康増進課	副会長
大竹 幸子	佐野市こども福祉部保育課	
永松 啓輔	佐野市教育総務部学校教育課	
大川 登	佐野市産業文化部農山村振興課	

3 計画策定までの経過

開 催 日	内 容
令和3年8月	第1回佐野市食育推進会議（書面開催） ・第3期佐野市食育推進計画の策定の方向性及び策定概要について
令和3年12月20日	第2回佐野市食育推進会議 ・第3期佐野市食育推進計画（案）の策定について
令和4年2月～3月	パブリックコメントの実施 ・第3期佐野市食育推進計画（案）について

第3期佐野市食育推進計画

令和4（2022）年3月

発行 佐野市

編集 佐野市産業文化部農政課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

T E L 0283-20-3043

F A X 0283-20-3029

E-mail nousei@city.sano.lg.jp

U R L <http://www.city.sano.lg.jp>